

仙高裁総第 666 号

令和 3 年 9 月 2 日

山 中 理 司 様

仙台高等裁判所長官 古 財 英 明



司法行政文書開示通知書

8 月 16 日付け（同月 19 日受理）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 令和 3 年度における仙台高等裁判所の裁判官の配置、裁判官に差し支えがあるときの代理順序、裁判事務の分配、開廷の日割及び司法行政事務の代理順序（片面で 9 枚）
- (2) 裁判事務の分配に関する特例的取扱い（片面で 1 枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1 の(2)の文書には、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人の名称及びそれを推知されるおそれのある情報）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第 5 条第 2 号イに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（担当）総務課文書第一係 黒田 電話 022（745）6193

(令和 3 年 8 月 23 日現在)

仙 台 高 等 裁 判 所

令和 3 年度における仙台高等裁判所の裁判官の配置、裁判官に差し支えがあるときの代理順序、裁判事務の分配、開廷の日割及び司法行政事務の代理順序

第 1 裁判官の配置

別紙「仙台高等裁判所裁判官配置表」(以下「配置表」という。)のとおりとする。

第 2 裁判官に差し支えがあるときの代理順序

1 本庁

(1) 裁判長に差し支えがあるときは、その部の裁判官が配置表に掲げる順序によってこれを代理する。ただし、特別の事情があるときは、高等裁判所長官が指名する裁判官がこれを代理する。

(2) 裁判長でない裁判官に差し支えがあって合議体を構成できないときは、次の順序により、他の部の裁判長でない裁判官がこれを代理する。ただし、これによることができないときは、高等裁判所長官の指名する他の部の裁判官（裁判長を除く。）がこれを代理する。

ア 第 1 民事部については、第 2 民事部、第 3 民事部

イ 第 2 民事部については、第 3 民事部、第 1 民事部

ウ 第 3 民事部については、第 1 民事部、第 2 民事部

エ 第 1 刑事部及び第 2 刑事部については、いずれも第 1 民事部、第 2 民事部、第 3 民事部（一の民事部の裁判官が代理したときは、次の機会における代理は次順位の民事部の裁判官が代理する。）

(3) 一の部の裁判官全部に差し支えがあるときは、他の部の裁判官がこれを

代理する。

2 秋田支部

- (1) 裁判長に差し支えがあるときは、同支部の裁判官（代行・填補裁判官を除く。）が配置表に掲げる順序によってこれを代理する。ただし、特別の事情があるときは、高等裁判所長官が指名する裁判官がこれを代理する。
- (2) 裁判長でない裁判官に差し支えがあつて合議体を構成できないときは、第1民事部、第2民事部、第3民事部、第1刑事部の順序により、裁判長でない裁判官がこれを代理する。

第3 裁判事務の分配

- 1 事件は、次のとおり各部及び支部において分担する。

- (1) 第1民事部、第2民事部及び第3民事部
ア及びイの事件のうち秋田支部の分担に属しない事件並びに次のウからオまでの事件全部
ア 民事（家事を含む。以下同じ。）及び行政事件
イ 人身保護請求事件
ウ 第1刑事部及び第2刑事部の裁判官又は裁判所書記官に対する除斥、忌避及び回避（回避の許可を除く。以下同じ。）の申立事件
エ 第1刑事部又は第2刑事部が法廷等の秩序維持に関する法律に基づいてした裁判に対する異議申立事件
オ 第1刑事部又は第2刑事部がした裁判に対する抗告に代わる異議申立事件
- (2) 第1刑事部及び第2刑事部
刑事事件（少年保護に関する抗告事件及び抗告受理申立事件を含む。）及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に関する事件のうち、第1民事部、第2民事部、第3民事部、特別部及び秋田支部の分担に属しない事件全部

(3) 秋田支部

次の事件のうち秋田支部のした裁判の差戻事件を除く事件全部

ア 次の裁判所を原裁判所とする控訴、抗告及び抗告受理申立事件

(ア) 秋田地方裁判所及び秋田家庭裁判所の管轄区域にある裁判所

(イ) 山形地方裁判所の鶴岡支部及び酒田支部並びに山形家庭裁判所の鶴岡
支部及び酒田支部並びに鶴岡簡易裁判所及び酒田簡易裁判所

(ウ) 青森地方裁判所の弘前支部及び五所川原支部並びに青森家庭裁判所の
弘前支部及び五所川原支部並びに弘前簡易裁判所、五所川原簡易裁判所
及び鰺ヶ沢簡易裁判所

イ 秋田支部のした裁判を原裁判とする再審事件、上告提起事件、上告受理
申立事件、特別抗告提起事件及び許可抗告申立事件

ウ 次の事件のうち土地管轄の基準となるべき地がアに掲げる裁判所の管轄
区域内に存する事件

(ア) 選挙関係その他高等裁判所を第一審とする行政事件

(イ) 人身保護請求事件

エ アからウまでの事件に伴うその他の事件（次の事件を除く。）

(ア) 秋田支部の裁判官に対する除斥、忌避及び回避の申立事件

(イ) 同支部が法廷等の秩序維持に関する法律に基づいてした裁判に対する
異議申立事件

(ウ) 同支部がした裁判に対する抗告に代わる異議申立事件

(4) 特別部

ア 刑法第77条から第79条までの罪に係る訴訟の第一審事件及びこれに
付随する事件

イ 裁判官分限事件

ウ 特別部の裁判官に対する除斥、忌避及び回避の申立事件

2 民事及び刑事の各部に対する事件の分配は、次の要領による。

(1) 民事各部に対する新受事件の分配

ア 新受事件は、特に定めのある場合を除き、次のように区分した上、その区分ごとに、その受付の順序に従って、前年度に引き続き、第1民事部、第2民事部、第3民事部の順に分配する。

- (ア) 労働関係民事控訴事件（原審本案記録の冊数 2冊以下）
- (イ) 同 （同 3冊以上14冊以下）
- (ウ) その他の民事控訴事件（原審本案記録の冊数 2冊以下）
- (エ) 同 （同 3冊以上14冊以下）
- (オ) 行政控訴事件 （原審本案記録の冊数 2冊以下）
- (カ) 同 （同 3冊以上14冊以下）
- (キ) 民事控訴事件及び行政控訴事件で原審本案記録の冊数が15冊以上の事件
- (ク) 民事上告事件
- (ケ) 選挙関係その他高等裁判所を第一審とする行政事件
- (コ) 人身保護請求事件
- (サ) 遺産分割抗告事件
- (シ) 配偶者からの暴力に関する保護命令抗告事件
- (ス) その他民事に関する抗告事件
- (セ) 行政に関する抗告事件
- (ソ) 1の(1)のウからオまでの事件
- (タ) 1の(3)のエの(ア)及び(イ)の民事並びに行政に関する事件
- (チ) 民事及び行政に関するその他の事件

イ 次の事件は、最初に分配を受けた部に分配する。

- (ア) 一の部に分配した上告事件、控訴事件及び抗告事件と原裁判（追加裁判を含む。）を同じくする後に受理した上告事件、控訴事件及び抗告事件

(イ) (ア)の事件に対する当事者参加申立て、反訴の提起及び選定者に係る請求の追加の事件

ウ 再審事件、上告提起事件、上告受理申立事件、特別上告提起事件、特別抗告提起事件及び許可抗告申立事件並びに最高裁判所の嘱託による和解勧試の事件は、当該事件の原裁判をした部に分配する。

エ 差戻事件（秋田支部のした裁判を原裁判とするものを含む。）は、アの分配に繰り入れて各部に分配する。ただし、これによって定まる部が当該事件の原裁判をした部であるときは、次順位の部にこれを分配し、後者が直近に受けるべき新受事件を前者に分配する。

オ 民事各部の裁判官又は裁判所書記官に対する除斥及び忌避の申立事件は、当該裁判官又は裁判所書記官の属する部の次順位の部に分配する。

カ 法廷等の秩序維持に関する法律に基づいてした裁判に対する異議申立事件は、当該裁判をした部の次順位の部に分配する。

キ 強制執行停止申立、保全申立事件及びその他本案に付隨する事件は、本案の係属する部又は係属した部に分配する。ただし、原審本案記録が到着する前に付隨事件が係属した場合には、原審本案記録が到着したものとみなして本案を分配し、本案が分配された部に当該付隨事件を分配する。

(2) 民事各部間の事件の分配順序の変更及び分配換え

ア 新受事件の分配を受けるべき部に、法律上当該事件の審理裁判に関与することのできない裁判官がおり、かつ、次順位の部については同様の事由がないときは、その事件を次順位の部に順次分配する。

イ 次の場合には、関係各部間の協議により、事件を一の部から他の部（ア及びイ）の場合には、次順位の部）に分配換えすることができる。

（ア）アの事由が分配後に発見され又は生じ、かつ、その裁判官の属する部において代理裁判官によってはその事件を処理し難いとき

（イ）事件の分配を受けた部にアの事由に準ずる特別の事情があるとき

(ウ) 一の部に分配された事件が他の部に分配された事件と関連し、併せて審理裁判するのを相当とするとき

ウ 新受事件を一の部に分配した後、原審記録の送付を受けて、(1)のアに定める区分が相異していることが判明したときは、その時点において、判明した区分に従ってこれを他の部に分配換えする。

エ アからウまでにより事件の分配順序を変更し、又は事件を分配換えしたときは、直近の新受事件を振り替えて分配することにより、過不足を調整する。

(3) 刑事各部に対する新受事件の分配

ア 新受事件は、特に定めのある場合を除いて、第1刑事部に分配する。

イ 再審事件は、原裁判をした部に分配する。

ウ 差戻事件のうち、第1刑事部のした裁判を原裁判とするものは第2刑事部に、秋田支部のした裁判を原裁判とするものは第1刑事部に、それぞれ分配する。

エ 刑事補償請求、費用補償請求、訴訟費用免除申立及びその他本案に付随する事件は、本案の係属する部又は係属した部に分配する。

(4) 前年度の未済事件は、当該部で引き続きこれを取り扱う。

3 裁判事務の分配に関する特例的取扱い

裁判事務の分配について、常置委員会が第3の1及び2の各定めにより難い特別の事情があるものと認めるときは、この定めと異なる取扱いをすることができる。

第4 開廷の日割り

第1民事部 火、金曜日

第2民事部 火、木曜日

第3民事部 月、水曜日

第1刑事部 火、木曜日

第2刑事部 火，木曜日

秋田支部 月，火，水曜日

特別部 月曜日

ただし、特に必要があるときは、この日割りにかかわらず隨時開廷することができる。

第5 司法行政事務の代理順序

- 1 高等裁判所長官に差し支えがあるときは、部の事務を総括する裁判官が、特別部の配置表に掲げる順序によってこれを代理する。
- 2 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、その部の裁判官（職務代行裁判官を除く。）が、秋田支部長に差し支えがあるときは、秋田支部の裁判官（代行・填補裁判官を除く。）が、それぞれ配置表に掲げる順序によってこれを代理する。

(別紙)

仙台高等裁判所裁判官配置表

第1民事部

裁判長	判	事	石	栗	正	子
	判	事	畠		一	郎
	判	事	吉	岡	あ	ゆ
					ゆ	み

第2民事部

裁判長	判	事	小	林	久	起
	判	事	鈴	木	桂	子
	判	事	山	崎	克	人
	判	事	北	川		瞬

第3民事部

裁判長	判	事	本	間	健	裕
	判	事	岡	口	基	一
	判	事	工	藤	哲	郎
	判	事	北	川		瞬 (兼務)

第1刑事部

裁判長	判	事	秋	山		敬
	判	事	中	島	真	一郎
	判	事	宮	田	祥	次
	判	事	梶		直	穂

第2刑事部

裁判長	判	事	秋	山		敬
	判	事	中	島	真	一郎
	判	事	宮	田	祥	次

判事棍直穗

秋田支部

裁判長	判	事	瀬 戸 口	壯 夫
	判	事	吉 田	勝 栄
	判	事	綿 貫	義 昌
	判	事	綱 島	公 彦 (代行・填補)
	判	事	柴 田	雅 司 (代行・填補)
	判	事	甲 斐	雄 次 (代行・填補)

特別部

裁判長	高等裁判所長官	古財	明敬
判	事	山	起
判	事	林	子
判	事	栗	裕
判	事	間	郎
判	事	本	子
判	事	畠	一
判	事	鈴	桂
判	事	岡	基
判	事	木	一
判	事	口	一

(令和 2 年 12 月 21 日 常置委員会)

令和 3 年度における仙台高等裁判所の裁判官の配置、裁判官に差し支えがあるときの代理順序、裁判事務の分配、開廷の日割及び司法行政事務の代理順序の定め（以下「事務分配規程」という。）第 3 の 3 により、民事部の事件の分配の一部を下記のとおり取り扱う。

記

[REDACTED] を原因とする [REDACTED]

[REDACTED] 若しくは国又はその双方が被告となっている民事控訴事件であつて、原審本案記録が 40 冊以上のものの分配については、事務分配規程第 3 の 2(1)ア(キ)に定める事件が 2 件分配されたものとみなす。

ただし、この特例は、令和 2 年 6 月 26 日付け常置委員会決議後、対象事件が各部に一巡したことをもって終了するものとする。